

大阪医科大学 研究インテグリティの確保に関する規程

(令和5年8月16日施行)

(目的)

第1条 この規程は、大阪医科大学（以下、「本学」という。）における研究インテグリティを確保し、国際的に信頼性のある研究環境を構築するために必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 本学は、研究インテグリティを確保するために、次に掲げる事項を行うことを目的とする。

- (1) 研究インテグリティの確保を適正に行う体制を整備する。
- (2) 研究インテグリティの確保に関わる者の責務及び責任と権限を明確化する。
- (3) 研究インテグリティの確保に関する教育及び研修を実施する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究インテグリティとは、研究活動の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる研究の健全性及び公正性を意味し、研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすことをいう。
- (2) 研究者等とは、本学の研究活動に従事する教職員及び本学の施設設備を利用して研究活動を行う者（学生を含む。）をいう。

(学長の責務)

第4条 学長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備する。

(研究者等の責務)

第5条 研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について本学及び研究資金配分機関等に対して、適切な申告（開示）を行う。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第6条 本学に、研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下、「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下、「統括責任者」という。）を置く。
2 統括責任者は、学長をもって充てる。

(研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第7条 本学に、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。なお、既存の委員会等で、当該事項に関連ある審議がなされた場合には、報告を求める。
- (1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
 - (2) 研究インテグリティの確保に係る望ましくない事態の発生の防止に関する事項
 - (3) 研究インテグリティの確保に係る望ましくない事態の把握及び解決に関する事項
 - (4) 研究インテグリティの確保に係る研究者等への要請等に関する事項
 - (5) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
 - (6) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
 - (7) その他研究インテグリティの確保の推進において必要な事項
- 3 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。
- (1) 統括責任者
 - (2) 医学部長
 - (3) 薬学部長
 - (4) 看護学部長
 - (5) 事務局長
 - (6) 研究推進課長
 - (7) その他学長が必要と認めた者
- 4 前項各号（第7号を除く。）に定める委員の任期は、その職にある期間とする。
- 5 第3項第7号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前項の委員は、再任することができる。
- 7 委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員をもって充てる。
- 8 委員会は委員長が招集し、その議長となる。委員長に支障がある場合は、委員の中から委員長が議長を指名する。
- 9 委員会での議事については、議事録を作成しなければならない。

（委嘱）

第8条 前条第3項に掲げる委員は、学長が委嘱する。

（議事）

第9条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第10条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ説明又は意見を聴取することができる。ただし、当該出席者は審議及び議決に参加することはできない。

(報 告)

第11条 審議結果は原則公開とするが、事案によっては委員長の判断により非公開とする。

(秘密保持義務)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門委員会)

第13条 研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

(事務局)

第14条 委員会の事務及び専門委員会の事務は、総務部の協力を得て研究推進課において処理する。

(相談窓口)

第15条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応するため、本学に相談窓口を置く。

- 2 前項の相談窓口に担当者を置き、学外からは総務部総務課、研究者等からは研究推進課の職員をもって充てる。
- 3 相談窓口の職員は、相談又は報告を受け付けた場合は、必要に応じて、委員長に報告する。

(危機事象に関する報告)

第16条 統括責任者は、研究インテグリティの確保に関して、学校法人大阪医科大学危機管理に関する基本原則に規定する危機に相当する事象が発生したと判断したときは、当該事象の状況等について、委員長が危機管理の組織（常時又は臨時）、あるいは対策本部に報告する。

(罰 則)

第17条 故意又は重大な過失によりこの規程に違反した教職員等は、本法人就業規則及び本法人賞罰規則並びに学生等懲戒に関する規程に基づく懲戒処分等の対象とする。

(雜 則)

第18条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関し必要な事項は別に定める。

(改 廃)

第19条 この規程の改廃は、学部間協議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和5年8月16日から施行する。